

さいたま市花とみどりのまちづくり審議会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第24条の規定に基づき、さいたま市花とみどりのまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（関係人の出席）

第2条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、説明を受け、若しくは意見を聴き、又は必要な資料を提出させることができる。

2 関係人の選出は、各委員の意見を聴いて、会長が決定する。

3 関係人は、会議における議決権を持たないものとする。

（部会）

第3条 審議会に、特別の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 会長は、審議会において、部会に対し調査の経過及び結果の報告を求めることができる。

（議事録の作成）

第4条 審議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 審議会の議事録は、会長の承認を得て確定する。

（会議の公開）

第5条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。なお、会議の公開に関し必要な事項は、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」を運用する。

（会議の傍聴の手続き）

第6条 傍聴の受付は、開会の30分前から開会までの間先着順に行い、10名になり次第終了するものとする。

2 会議の傍聴を希望する者（以下、「傍聴者」という。）は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

3 傍聴者には傍聴券及び会議の資料を配布するが、会議終了後は返却するものとする。

（会議の秩序の維持）

第7条 傍聴者は次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）会議中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

- (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
 - (4) 会場において、会長の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。
 - (5) 会場内で携帯電話等の通信情報機器を使用しないこと。
 - (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- 2 傍聴者が前項の規定を守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- (その他)

第8条 市長に諮問された事項のほか、会長が必要と認める事項について審議することができる。

- 2 この要領に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この要領は、平成17年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年8月 日から施行する。